

浜田地域保健医療対策会議設置要綱

(目的)

第1条 県民が、生涯にわたり健康で、必要な時に適切な保健・福祉サービスを利用でき、また、いつでもどこでも安心して質の高い医療を受けられるよう、地域における保健医療に関する諸課題を検討し、その充実を図るために、浜田地域保健医療対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項について協議、検討する。

- (1) 保健医療計画の地域における進行管理に関すること。
- (2) 医療施策関連会議の検討経過の報告

(組織)

第3条 対策会議は別紙の委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 改選時において、次期委員が選出されるまでの間は、前役員が引続き就任するものとする。

(運営)

第5条 対策会議は次により運営する。

- (1) 対策会議には、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。
- (2) 対策会議の議長は、委員長が務める。
- (3) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(医療・介護連携部会)

第6条 地域における保健医療体制の構築に当たり、医療・介護の連携体制に関する諸課題の検討を行うために、医療・介護連携部会を設ける。

(庶務)

第7条 対策会議の庶務は、浜田保健所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱で定めるものの外、対策会議及び作業部会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月10日から施行する。

この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年3月13日から施行する。

この要綱は、令和2年3月30日から施行する。

この要綱は、令和3年6月 日から施行する。

別紙

1	浜田市医師会 会長
2	江津市医師会 会長
3	浜田江津歯科医師会長
4	島根県薬剤師会浜田支部 支部長
5	島根県薬剤師会江津・邑智支部長
6	島根県看護協会浜田支部 支部長
7	国立病院機構浜田医療センター 院長
8	島根県済生会江津総合病院 院長
9	西川病院 院長
10	西部島根医療福祉センター 院長
11	島根県環境保健公社浜田支所 支所長
12	浜田圏域健康長寿しまね推進会議 会長
13	浜田地域老人施設協議会 会長
14	浜田地域介護支援専門員協会 会長
15	江津ケアマネジャー部会 部会長
16	島根県訪問看護ステーション協会浜田支部 支部長
17	島根県食品衛生協会浜田支所 支所長
18	島根県保険者協議会（協会けんぽ島根支部）
19	島根県保険者協議会（健保連島根連合会）
20	浜田市消防本部 消防長
21	江津邑智消防組合 消防長
22	住民代表（浜田市連合自治協議会会長）
23	住民代表（江津市健康推進地区連絡会会長）
24	浜田地区広域行政組合 事務局長 介護保険課長
25	浜田市長
26	江津市長